



**濃グレー:** 常勤職員として弁護士(※1)が任用されている自治体

**薄グレー:** 非常勤職員(※2・※3)として弁護士が任用されている自治体

※1 法曹有資格者(弁護士登録取消者)を含みます。

※2 任期付短時間勤務職員あるいは非常勤特別職を指します。

※3 大阪府には非常勤特別職として弁護士が任用されています。

\* 大阪市・茨木市には、常勤・非常勤ともに任用されています。